

新型コロナウイルス

ワクチン情報

その20



令和6年3月31日で終了します

新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種

4月1日以降は、65歳以上の方と60～64歳で重症化リスクの高い方(※1)には新型コロナの重症化予防を目的として、秋冬に定期接種を行う予定です。

(費用は原則有料で、接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はありません。)

また、時期を問わず自費で接種(任意)することができる予定です。なお、使用されるワクチンのメーカーや種類は、現在のところ未定です。

※1 60～64歳のうち、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方やヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

アプリやコンビニでの接種証明書の交付

スマートフォンでお使いの接種証明アプリやコンビニエンスストアでの接種証明書の交付を終了します。

この記事は、令和6年2月7日に開催された国の説明会の内容をもとに作成しています。内容に変更が生じたり新たに決定される内容がありましたら、広報紙や町公式ホームページにてご案内します。

健康こども課新型コロナウイルスワクチン接種担当 ☎82-3400

住民税均等割のみ課税世帯・低所得の子育て世帯への給付金

デフレ完全脱却のための総合経済対策として、住民税均等割のみ課税世帯を対象に1世帯あたり10万円を給付します。

また、住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して、児童1人あたり5万円を支給します。

支給対象者

- ①住民税均等割のみ課税世帯…令和5年12月1日時点で横芝光町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分住民税均等割のみが課税である世帯
 - ②こども加算…令和5年12月1日時点で横芝光町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税世帯および住民税均等割のみが課税世帯で、この世帯に扶養されている18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童
- ※①②とも世帯全員が、住民税が課税されている他の親族の扶養等を受けている場合は対象になりません。

支給額 ①1世帯あたり10万円 ②1人あたり5万円

手続方法 対象者には支給に関する通知を3月中旬に順次発送します。

提出期限 令和6年8月末(予定)

福祉課社会福祉班 ☎84-1257